

## 低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の基準

低入札価格調査を経て契約を締結すること（以下「低入札受注」という。）を繰り返す者に対して、指名差し控え措置を講じるための基準は、次のとおりとする。

### 1 措置の対象工事

対象は、建設工事（大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成20年4月1日施行）に規定する建設工事をいう。）とする。

### 2 措置の概要

措置は、以下に従い行うものとする。

- (1) 市長は、低入札受注を行った者に対して、指名差し控えの警告通知を発する（警告の有効期間は3月。様式第1号）。
- (2) 市長は、警告通知を受けた者が、警告期間の終了までに再度、低入札受注を行った場合は、原則として3月間の指名差し控えを行う（様式第2号）。
- (3) なお、低入札受注が短期間で頻繁に行われた場合（1ヶ月の間に低入札受注が繰り返された場合をいう。）については、警告通知を発することなく指名を差し控える場合や、指名差し控えの期間を延長（1件増える毎に3月の加算）して行う場合がある（様式第3号）。
- (4) 当該警告通知又は指名差し控えを受けた者が、解除後に再度、低入札受注を行った場合は、上記（1）から（3）までの措置を繰り返す。
- (5) J V（共同企業体）の場合は、当該構成員全員を対象とする。
- (6) 警告通知及び指名差し控え措置は月末毎に該当者を取りまとめ、原則として、翌月の10日付け（10日が市の休日にあたる場合は、市の休日の翌日）で、別紙様式に基づき対象業者に通知し、関係各課等に周知する。
- (7) 上記の取組は、契約検査課が所掌し、必要に応じ関係各課等の協力を得るものとする（様式第4号）。

### 3 施行時期

この基準は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事及び、測量及び建設コンサルタント等業務から適用する。

（平成24年4月1日一部改正）

この基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事及び測量及び建設コンサルタント等業務から適用する。

(平成30年4月1日一部改正)

この基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設  
工事から適用する。

様式第1号

〇〇契発第〇〇号

平成 年 月 日

様

大館市長

低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について（通知）

あなたは、下記の工事において、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札価格で契約（以下「低入札受注」という。）をしました。

このため、低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の基準（平成22年4月1日施行）の規定により、次の期間を指名差し控えの警告期間とします。

なお、警告期間内に再度、低入札受注を行った場合は指名差し控え措置を講じることとしますので留意してください。

記

1 低入札受注工事

〇〇〇〇工事（工事番号） 平成〇〇年〇〇月〇〇日契約締結

2 指名差し控えの警告期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

様式第2号

〇〇契発第〇〇号

平成 年 月 日

様

大館市長

低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置について（通知）

あなたは、平成 年 月 日付け、〇〇契発第〇〇号で通知した指名差し控えの警告期間内において、下記の工事で再度、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札価格で契約（以下「低入札受注」という。）をしました。

このため、低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の基準（平成22年4月1日施行）の規定により、次のとおり指名を差し控えることとします。

記

1 再度、低入札受注をした工事

〇〇〇〇工事（工事番号） 平成〇〇年〇〇月〇〇日契約締結

2 指名差し控えの措置期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

様式第3号

〇〇契発第〇〇号

平成 年 月 日

様

大館市長

低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置について（通知）

あなたは、先月において下記のとおり、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札価格で契約（以下「低入札受注」という。）を繰り返しました。

このため、低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の基準（平成22年4月1日施行）の規定により、次のとおり指名を差し控えることとします。

記

1 低入札受注があった工事

- ・ 〇 〇 〇 工事（工事番号） 平成〇〇 年〇〇 月〇〇 日契約締結
- ・ 〇 〇 〇 工事（工事番号） 平成〇〇 年〇〇 月〇〇 日契約締結

2 指名差し控えの措置期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

様式第4号

〇〇契発第〇〇号  
平成 年 月 日

(関係各課等の長) 様

契約検査課長

建設業者の指名差し控え措置について (通知)

次の建設業者について、低入札受注の繰り返しがあったため、低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の基準（平成22年4月1日施行）の規定により、次のとおり指名を差し控えることとしたので通知します。

記

1 指名を差し控えることとした業者名等

名 称

代 表 者

所 在 地

許 可 番 号

格 付

指名差し控え期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで